

令和5年度第3回  
札幌市屋外広告物審議会

議 事 録

日 時：2024年2月19日（月）午後2時開会  
場 所：TKP札幌カンファレンスセンター 7階

## 1. 開 会

○事務局（河井道路管理課長） それでは、ただいまより令和5年度第3回札幌市屋外広告物審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しいところ、また、異例の暖気のために足元の悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、冒頭の司会を務めさせていただきます札幌市道路管理課長の河井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会成立について説明させていただきます。

本日は、12名の委員が出席されております。

これによりまして、全15名の委員のうち過半数が出席されておりますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

さて、本日は、今年度3回目の審議になります。

この回からご出席いただいている委員としまして、野村委員がいらっしゃいます。つきましては、議事に入ります前に、野村委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐縮ですが、ご所属とご専門分野のご紹介を簡単をお願いいたします。

○野村委員 紹介にあずかりました北海道大学大学院工学研究院建築計画学研究室で准教授をしております野村と申します。

今年度初めての参加ということで申し訳ありません。なかなか日程が合わずに、初めての参加となりました。

専門は建築計画ですけれども、最近では、やはり道内のいろいろなまちで景観のご相談を受ける機会も非常に増えてきまして、都市部、農村部、広くそのようなことを考えている次第です。

もうかなり具体的な議論に入っていると思っているのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） ありがとうございます。

続きまして、会議及び会議録の公開についてご説明いたします。

札幌市附属機関等の設置に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、審議については、原則公開することとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、本日の議題は、前回に引き続きまして、大通地区の景観保全型広告整備地区の指定についての1件でございます。

本日は、このテーマでの最後の会議となります。指定案についての最終確認でもございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

各委員のお手元には、議事次第、座席表、出席者名簿、それから、ホチキス留めの会議資料1から資料6、最後に、景観保全型広告整備地区の手引をご用意しております。

資料がお手元にない方はいらっしゃいませんか。

これからの議事進行につきましては、当審議会の林会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○林会長 林でございます。よろしくお願いいたします。

前回に引き続き、私が進行させていただくことになります。

前は、10月20日で、もう4か月ぐらいたっております。事務局としては、私どもが2回審議した内容を含めた行政の提案を、パブリックコメントや関係の大通のビルのオーナーに説明会をしております。

議事に入る前に、今回の審議会の性格について、もう一度確認させていただきたいと思っております。

今回は3回目ということで、当初の予定どおり、3回で審議は終わります。これが最後の審議でありますので、当然、事務局が提案した指定案がここで決まることになり、その後、事務局、行政側が告示手続を行って初めて、私どもが審議し、かつ、行政側が提案した新ルールが皆さんに告示されることとなります。ですから、今日は、非常に重要な節目の会議であります。

事前に配られた資料がございますが、皆さんが目を通したということをもって、これから事務局に具体的に説明していただくことになります。

改めて申し上げますけれども、僕は、指定案が決まって、これで終わりだとは思っておりません。審議会は、ご自分の名前などが記録に残るということを意識されて、どういう審議が行われて、この指定案をお受けして行政側にお任せしたということで、あくまでも審議の過程が残るわけです。そして、これは次の担当者が、これからの札幌のまちをよくしていこうという中で、この審議が参考になる可能性は十分にあるわけです。そのときの事務局は、前はどういう審議を行われたのだろうということで議事録をめぐってくるはずですから、それに対して、どういう審議を行ってこうなったのだということが決まってくるわけですから、決まってしまったから、まあ、そんなものだろうということではなくて、ご意見を残しておくという気持ちで今回はご意見をいただければと思います。

長々と話しましたが、私は、これで司会が終わると思っておりますので、最後の最後で言わせていただきました。

それでは、事務局にお渡しして、説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（西元寺路政係長） 林会長、ありがとうございました。

先ほどの会長のご挨拶にもありましたが、今回が3回目の会議でございます。皆様には、1回目、2回目と、長時間にわたってご議論をいただきまして、本日を迎えることができました。

まず、資料に従って確認をさせていただきます。

資料0の第3回屋外広告物審議会資料をご覧ください。

目次のとおり、前回の振り返りをさせていただきます。

そして、前回10月20以降、市民の方、関係者の方、業者の方々に説明、周知していくことが大事だというご指摘、ご指導をいただいておりますので、パブリックコメントや、沿道ビルの説明会を行ってまいりました。これが資料2と資料3でございます。

資料4は、大通地区と駅前通地区が重なる交差部分の取扱いについて、会議の中で少しずつ触れてきたつもりではあったのですが、正面からのご説明ができていなかったと思ったものですから、これを加えさせていただきます。

資料5は、正式な指定告示（案）を皆様に確認をしていただきたいと思います。

最後に、情報提供として、その他ということで、バス停の上屋についている広告について、皆様に情報提供させていただこうと考えております。

本日は、このような形で進めさせていただこうと思っております。

では、資料1の前回の振り返りから確認をさせていただこうと思います。

めくっていただきまして、4ページには、前回、第2回目の結論としての最終案ということで載せております。

一度、皆様にご確認いただいているものでございますが、こちらに大通地区と通常区域を並べて表示させていただいております。

何度も繰り返しますように、大通地区は、風致地区でありまして、景観計画の重点区域ということで札幌市で定めておりますので、特別な景観保全型広告整備地区となります。その趣旨を踏まえて、屋上や壁面広告物、突き出し広告物、窓の広告物、デジタル広告物をこのように規制していきたいと考えております。

具体的には、屋上の広告物に関しては、掲出不可とします。これは、既に、南口第1区域において不可になっていることを踏まえてのものであります。

壁面、ビルの壁の面に貼る広告物に関しては4分の1のサイズ、なおかつ、25平米以下と、これも既に景観条例で指定をさせていただいているレベルの数字ですけれども、これに統一させていただきます。

突き出し、袖看板と言われている広告物に関しては、1基10平米以下、1面は5平米以下ということで、これも既に南口第1区域で設定させていただいている数値であります。

地上に独立して建てるお店の看板などに関しては、30平米以下、1面は15平米以下と。これは、先行している南口や北口や駅前通地区と同じ水準になっております。

懸垂幕に関しても、中層部以下で、なおかつ、短期間、つまり15日以内のものに関してのみ許可をしていく、これも先行地区と同じ水準であります。

窓に貼る広告物、デジタルサイネージのように動く広告物、あとは、案内誘導物や自主的組織というようなものは、いずれも他の区域ではできる形にはなりますが、これら三つのものに関してはいずれも不可ということで、これに関しては景観条例などを踏まえて、

一番厳しい内容にするべきであろうということで、不可にさせていただいております。

経過措置の手配もしております、これに関しては、是正の計画書を出していただくということと、景観手続は、大通地区においては景観条例の届出を残しましょうという趣旨でありますけれども、景観条例でもチェックをしていくという趣旨で、景観手続を設定しております。

こういったルールで大通地区を新しい景観保全型広告整備地区として設定させていただこうということで、前回までに確認をさせていただきました。

めくっていただきまして、次に5ページです。

前回までの議論の振り返りで、議論が深まった点ということで、皆様から貴重なご意見をいただいておりますので、そちらの確認をさせていただこうと思います。

まず、大通公園の景観についてであります。

この中でのご意見は、はぐくみの軸が今年度できましたけれども、札幌の歴史を考えれば、創成橋から南1条通近辺というのが札幌市内の商業地区の始まり、起こりであります。

明治の初期の地図を見ると、大通という軸、創成川という軸をもう一回見直さなければいけないのではないかと考えています。

景観的には重要であると思いますが、議論の対象には大通東外れの北電のビルはエリアに入れたほうがよろしいのではないかと。

景観部門でも眺望の景観を考えていこうという動きがありまして、はぐくみの軸の象徴性の継承という意味においては、テレビ塔の裏側は大切になってきますねというご意見いただいております。

めくっていただきまして、6ページです。

続きまして、景観ですが、札幌市景観計画の見直しの時期に入っていると。その中には、定量的で、誰が見ても、いいよね、悪いよねという項目のみが書かれていると。しかし、どういう都市にしていくかという定性的な部分、誘導していく基準は景観計画の中でまだまだ議論していく必要があるのではないかと。

景観部門の分かりやすい指針が明快に出ていないと、この屋外広告物審議会としては、具体的な議論ができないのではないかと。景観の中での屋外広告物という意味では、はぐくみの軸などをかなり具体化して、今後、これをどのように方向づけていくか、シンプルな構成でまとめた上で市から意思伝達してもらわないと、市民も、審議会委員としても、どうしたらよいか、分からないと。

やはり、景観をどうしていくかという軸のところをもう少し議論していく必要があるというところでもあります。

デジタルサイネージに関していただいたご意見は、整理として、デジタルサイネージの機能が十分に発揮できないおそれがあるためではなくて、風致地区の景観を害する可能性もあるからというふうに主従の関係をはっきりしていかなければいけないのではないかと。

それから、次の7ページでは、かなり議論が深まりまして、経過措置についてであります。

委員のご意見では、一代限り既存不適格の物件でも更新を認めるというのは何を意味するのでしょうか。建築基準法では、既存不適格が1代目とすると、それを補修したり何なりするときに、例えば、増築をすとか確認申請を出し直すときに現在の基準法で取り締まるので、建築確認申請が通らないというペナルティ的な状態になると。屋外広告物の場合には、そのようなペナルティがないのであれば、どのように一代限りという実効性を担保していくのですかと。

こういったご意見を頂戴しましたので、やはり、ここは皆様の中でもクリアにしていかなければいけないなと思っておりますので、事務局の回答としては、この屋外広告物条例においては、3年に1度、更新許可を受けるタイミングがあります。そのときに、建築基準法のように新しい基準に合っていないからという理由で許可されないというペナルティは屋外広告物条例にはないのですけれども、ただし、今回新しくする是正計画書の中で、今後の除却なり改修の見直しをしっかりと示していただくということを想定しておりますとさせていただきます。

めくっていただきまして、8ページです。

続いて、経過措置の議論だったのですけれども、改修のレベルというものがあって、どこまでなら許される改修なのか、許されない改修もあるのではないかと。許可条件にもあるが、必要な管理を怠らないようにメンテナンスをすることは一つの改修の形であり、これを繰り返せば、ずっと継続許可が得られてしまうのではないかと、半永久的に管理をすれば延ばせるというご指摘でありました。

ここの回答としては、許可の条件としての日常のメンテナンスという意味での改修と、是正計画書の中で示していただきたい改修というものは意味が異なると考えておりまして、この是正計画書の中での改修はあくまでも新しいルールに適合する工事を指しますと、その工事は当然に一定の費用を要しますので、法定耐用年数や大規模改修などのタイミングで必然的に費用をかけなければならない時期にしっかりと新ルールに適合させていくということを想定しておりますと。

いただいた委員のご意見は9ページですけれども、改修という言葉の幅が広くて、分野によって捉え方が違うということもあり、混乱を招いているように思われますと。ならば、不適格広告物に対しては適格化をさせていくという意味で、適格化工事という言葉にすれば、この補修と改修というものが明確になるのではないかとご意見を頂戴しました。

一方、香川県高松市や青森県弘前市、富山県などで、既存不適格物件の是正のために助成金を出している事例などがあって、札幌市も参考にすべきではないかというご意見、既存不適格の状態が長期にわたり改善しないような場合にはマスコミに公表するという措置を検討してもよいのではないかとこの不適格物件に関するご意見をいただきました。

これもやはり経過措置に関する議論だったのですけれども、1回目の是正計画書を出す

際に広告物などの耐用年数の経過時に適格化を行うというところに丸をして、今回の3年ではやらないということで、2回目にこの是正計画書更新の際に出すときにもまたそこに丸をされるということでもよいとなると、やはりそれがずっと続いてしまうのではないかと。広告表示を変更しないメンテナンスというものは、市に対して申請する必要はないのですが、大規模改修などを行えば、一般的な財務上の耐用年数はぐんと延びると。こういう対応年数が延びるメンテナンスをしたので、2回目の申請時にはさらに15年延びましたよという申請が上がってきた場合に、どうするのですかというところなんです。

これもやはり繰り返しになるのですが、事務局の回答としては、市の対応としては、最初の更新時点で申告された法定耐用年数が基準になると考えておきまして、確かに、耐用年数を少しずつ延ばすような技術があれば、半永久的に是正がなされないことになってしまいますが、市は、一度許可したデータというのはしっかり保持しておりますので、許可手続をする現場において、行政と看板の所有者もしくは業者との対話の中で、最初は法定耐用年数が何年でしたよねと、その間で新基準に適合させる見通しということで確認させていただきましてよねということをお話ししていきながら、改善を図っていきたいと考えております。

11ページ目は、手続や制度の説明について、大切な話なのでどういうふうに周知していくかということでもあります。

いただいたご意見は、新築の建物を建てて自家用のビルや店舗名称の広告物をつけるときには、許可申請が必要になる場合があると。大抵の場合は足場のあるうちに広告物をつけるので、その許可書を添付しないと建築物の検査済み証はおりないという連携が建築と看板、広告物に関する連携が行政と確認機関で取られているようです。ただ、建築物が建った後、広告物をつけるときにはどうなのだろうと思って業者に聞いてみたところ、お客様から頼まれない限り、屋外広告物の許可申請をしないと。違反になるサイズで掲示するわけではないけれども、許可される範囲内であっても、お客様から頼まれない限り手続しないことが多くて、業者側から積極的に働きかけはしていないという状況があるそうです。なぜかと聞いたところ、結局、一度、屋外広告物許可を取るとお金が継続的にかかるからということがありました。今、大通に掲げられている広告物の中で、違反ではないけれども、許可を取っていないものが相当数あるのではないかと思います。今後の更新手続の際に、新基準への適合を指導していくようですが、これが逆効果になって申請控えを誘発することにならないか、逆に危惧をしますということでもありました。

私ども事務局としては、現在、札幌市では、道路占用物件・屋外広告物適正化事業という取組を毎年行っておりまして、これは特定した路線の広告物について、許可を取っているか否か、広告物一つ一つについて丁寧に調査して、許可を取っていないというような形であれば、許可を取ってくださいということで、適正な手続につなげる調査事業をしております。規制制度を知らない方や、知っているけれども、先ほどの委員のお話のように手続を控えている方もいらっしゃると思いますので、この大通エリアに関しても、この適正

化事業の調査対象にすることも含めて、手続漏れがないようにしていきたいと考えております。

前回までの会議の中で、おおむねこのような議論をさせていただいておりました。

めくっていただきまして12ページは、北電のビルを写させていただきました。これは、議論の中で、大通の東側の景観も重要である、説明のエリアに加えたほうが良いということでご指摘いただいておりますので、私どもは、昨年10月27日金曜日に、北海道電力の本社ビルへ参りまして、総務部の管財企画グループに、大通にこういうルールができますということで説明させていただきました。

ご担当の方は、今回、エリアに入っていないということは分かりました。ただ、情報をいただきまして、誠にありがとうございますと。北海道電力としても、この大通地区の景観は非常に重要なものだと思っておりますので、何か協力できることがあったら言ってくださいということで、我々の取組、これまでの議論について、評価してくださいましたので、ありがとうございます。北電にもご了承いただいたということでありませう。

続きまして、13ページです。

こちらは、既存不適格広告前か係る是正計画書でございます。先ほども議論がありましたけれども、既存不適格広告物について行政に出していただく書類がこの13ページのものになります。要するに、これで改修の予定がずっと更新できるような形にならないかという危惧があったので、改修というものをちゃんと定義づける必要がありますという中で、この是正計画書の中に赤色のラインを引かせていただきましたけれども、①の改修や除却を行う時期ということで、この改修に関しては、既存不適格の状態を是正する適格化工事を指しますと、除却でない改修である場合に関しては、ちゃんと基準に合うような適格化工事について見通しをお示ししたいですということで、札幌市からも、業者、広告物の所有者に、更新の際にこの是正計画書を求めていくと。基本的に、3年に1度の更新となりますが、これで新ルールを適用した後に許可申請をされる方、例えば、屋上の広告が分かりやすいのですけれども、基本的には、屋上の広告物は新基準では不可となりますが、これで今回の更新のときに出すときに、要するに、法定耐用年数内であるということで、例えば、ウの耐用年数経過時に書類を提出させていただくときなどに法定耐用年数は何年というのは当然確認いたしますので、3年に1度になりますけれども、あと何年というような形で確認をさせていただきながら是正につなげていく書類として、この是正計画書を使わせていただこうと考えております。

続きまして、14ページになります。

パブリックコメントをさせていただいております。新基準に当たりまして市民の方への周知が重要であるということでありましたので、まずは市全体にホームページでパブリックコメントをさせていただきました。市役所、区役所の窓口で、15ページにあるようなパブリックコメント実施の手続についてということで、ご意見募集要領をお配りしまして、



昨年11月15日から12月15日までの1か月間、ご意見のある方はこちらのシートに書いてくださいということで募集をしておりました。

いただいたご意見は1件でした。まずはこういった非常に特殊なというか、あまりなじみのない分野のパブコメだったものですから、いただいた意見は1件だったのですけれども、そのご意見は16ページに載せております。

16ページの提出意見でございます。こちらのパブリックコメントにある9ページというものが16ページにある図のことですが、立て看板や電柱広告物、アドバルーン、デジタルサイネージが禁止されますよというパンフレットを我々はつくったのですけれども、それについての提出意見であります。

そちらのご意見を披露させていただきますと、大通公園内やその周辺地区の歩道上で宗教団体の勧誘員が立て看板の下にキャスターがついたようなものを歩道上に設置をして歩行者の通行の妨げになっているのではないですか、事実上の広告カート型立て看板とも言えるような状態になっています。すぐに移動できる体制とはいえ、通行量の多い歩道上に立て看板という障害物を長時間置かれること自体が歩行者への通行妨害に当たるのではないかと。立て看板の下に車、キャスターがついていても、看板主がそばに立っていても、歩道上の立て看板は全面禁止するべきではないですかというご意見をいただいております。

確かに、そのとおりで、屋外広告物条例では、人が近くに立っていても、そこに置いて何かを表示するのは屋外広告物に当たりますので、規制されるべきと申しますか、立て看板という形にはなるのですけれども、今回、このパブリックコメントでご意見を頂戴したのものに関しては、皆さんにもご議論をいただいていたので、もう自明のことだと思っておりますけれども、基本的に建物につけるようなもの、大型の屋外広告物に関してご議論を進めていたところでありまして、こういう小さな立て看板をどうしようかという議論はあまりなされていなかったところもあります。

こちらのパブリックコメントのご意見の中にも書かれているのですけれども、歩行者の方への通行妨害になっていますね、これはよくないですねというお話で、確かに、そのとおりでございます。

こちらは、道路法という法律がありまして、この道路管理課では道路法も所管しているのですけれども、道路法上、道路占用許可というものがありまして、道路にこういうものを置いていいかどうか、要するに、道路上に置かれている北海道電力の電柱とか地上機器、ベンチといったようなものに関しては道路占用許可をしていくのですけれども、実は、この立て看板は道路占用許可をするものには当たりませんので、基本的には、よくないものになるのですけれども、道路占用に当たるかどうかというのは非常に微妙な話であります。要するに、すぐにどけることができるものですので、交通の障害になっていないのではないかとという話にもなるのです。そして、道路交通法は警察が所管されるものですから、どうしても、このキャスターつきの表示が通行の妨げになるということであれば、市としては警察と連携をして対応していきたいと考えている次第であります。ですから、今回の景

観保全型広告整備地区の規制というような観点からではなくて、道路交通法上の問題というような形で対応されるべきと考えている次第であります。

パブリックコメントでいただいたご意見は、この1件だけだったのですけれども、17ページ以降で沿道ビルの説明会をしましたというご報告をつけさせていただきました。

めくっていただきまして、18ページにあるような1枚物のチラシをつくらせていただきました。

11月27日午後2時から、実は、TKPカンファレンスセンター、この場所で沿道ビルの方々への説明会をさせていただきました。大通公園の沿道をぐるっと囲むビル、全部で97ビルあったのですけれども、職員の人海戦術でこの97ビルに対して一軒一軒ポスティングをさせていただきました。当日は41名という非常に多くの方に来ていただき、5件ほど質疑応答させていただきました。

その中で、19ページ以降であります、皆様にご披露させていただきたいと思っております。

説明会当日の様子ということで写真をつけさせていただきましたが、その中で、質問の1として、既存の中層階以上の突き出し看板について、新ルールでは中層階以上に突き出し看板はできなくなり、低層階1階から3階に限りまので、新基準がスタートした後、今のテナントが入れ替わって既存不適格にもならないような場合に、掲出できないということになりますかという質問をいただきました。

確かに、お見込みのとおりですので、新基準に改正すれば、今の突き出し看板は既存不適格物件になって入れ替えることはできません。そのタイミングで除却していただくことになりますので、よろしく願いますということで、正確にご理解いただいているかなというふうに思います。

20ページになります。

質問の2として、50年以上たつ老朽化したビルがありますと。今後10年以内の建て替えの際に適格化したいと考えていますが、それまで待ってもらえるでしょうかというご意見がございました。

これに関しては、今回の基準は経過措置の年数を10年などと区切るものではありませんので、是正計画書に今後10年以内にこれを除却しますというような形で具体的見通しを記載いただければ、市としては、推移を見守らせていただきたいと回答させていただいております。

質問の3は、単なる改修と除却をした場合のコストを比較して、改修のほうが大幅に安い場合にはどうしたらいいのですかと。要するに、ビル側は除却にはお金がかかるので改修をしたいが、市では基準の遵守を徹底するためにどうしても除却してほしいのであれば、補助金を出すべきではないですかということでもあります。

このご質問に関しては、基準に適合しない延命化のための改修ではなくて、適合する工事に費用をかけるのであれば、要するに、もう除却するしかないものであれば、そういう工事をお願いしたいというお話をしております。また、新基準の告示後、即座に除却する

こととはしておりません。法定耐用年数まで10年間を超すケースや、一回更新許可をすれば3年間は時間的猶予ができるので、その間に資金の手当ても含めて適格化を検討していただければというふうに考えています。実績として、京都市のように補助金を設けるのではなくて、関係者の自主性により基準の浸透を図っていきたい、札幌市ではこのように考えておりますということで説明をさせていただきました。

40名を超す関係のビルの方々に来ていただきましたけれども、そういう内容なのでねということでご了承いただきましたので、私どもとしても開催した意義はかなりあったかなと考えております。

まず、事務局からは以上でございます。

○林会長 資料20ページまで、事務局から説明がありました。

これが今回の提案の骨子であり、また、パブリックコメントや説明会を行って、大きな反対はなくて、地区指定の案に関してはおおむね理解されたという報告だったと思います。

改めて確認ですが、いわゆる札幌駅の南口地区、駅前通地区は、苦勞して何とか今のルールを守っていただくようお願いをしたという経緯がありますが、今回の提案は、それに比べて非常に厳しい、通常のルールよりは厳しいルールがここで決まっていくことになるわけです。

最後の審議会をより意味があるものにするために、冒頭で申し上げましたように、これから委員の方々のご意見をいただく予定でございます。今日の審議は、致命的な間違いあるいは語句等の間違いがない限り、今、事務局から提案いただいた案を修正、変更しないということが前提にあります。

この辺りは、行政としては突拍子もないことはできないということを事前に言っているわけで、これは納得いただいた上で、しかし、活発なご意見をいただくということは、ただ単に言い放しではなくて、後世まで記録に残り、それが反映されるということでもあります。

僕は、この審議会に何回も出ていますけれども、これだけ丁寧にやられた体制はないと思っています。これは、官吏としてこれだけ丁寧にやって、我々審議会委員を納得させようというのではなくて、審議を尽くされたことを反映してやっていこう、例えば、北電に行ってみたらどうだと言ったら1週間後に北電に行きました。それから、適格化の語句を変えたらどうかと言ったら変えました。この審議会からの様々なご意見を反映して行政が動いているということの評価したいと思います。

その上で、なおかつ、では、決まったらいいではないかということではなくて、今後のことについて憂いもあります。それを記録に残すという意味でも、あるいは、この審議が非常に深いものであったということを残すためにも、皆さんから意見をいただきたいと思っています。

そして、第2回審議会が終わった後に、古谷副会長から私に懸垂幕のことで話がありました。懸垂幕に関しては心残りがあるということで、まず、これを古谷副会長からお話し

いただいて、その上で、いろいろと回していきたいと思います。

○古谷副会長 非常に難しい形でお話をしなくてはいけないように感じてしまったのですが、単純に、大通地区の景観を考えると、公園があって、木々があって、そして、壁面があります。そうすると、懸垂幕というのは結構高いところがないと視覚的に認知されにくい、効果がないのです。

それから、デジタルサイネージなど、いろいろなものが出てきていますけれども、今、懸垂幕を最優先に置いて適格な時期に交換しているところはほぼないのではないかと思います。効果的に使用しているところはほぼないのではないかとということを見ると、今後、懸垂幕は、既存の設備があるところはそれなりの活用を考えていただいていると思うのですけれども、基本的にはなくしていく方向で考えられないのだろうかということなのです。

○林会長 そのようなことをごさいます。

ここは、意見交換というか、今日は行政として姿勢を決めるということですからあまり答える必要はないかもしれませんが、努力されているということを知ったので、例えば、具体的に言うと、デパートの丸井今井に対して、将来は不可ですよということも踏まえて、どのように話されているか、お聞かせください。

○事務局（西元寺路政係長） この基準を昨年から検討させていただいている中で、一旦、私どもとしても、当初、懸垂幕に関しては、大通は風致地区ということもあって、デジタル広告や窓に貼る広告物と同じような形で、不可にすることが妥当ではないかと考えておりました。そういう形で、先ほど会長からございました百貨店にもお話しさせていただきました。

その中で、実は、駅前通の南口にも百貨店がございまして、そこにも懸垂幕が出ている状況がございまして。百貨店には百貨店の歴史があって、文化があって、昔からついているという状況もあるという中で、既に他のエリアでついている建物もあるという中においては、大通の百貨店のみ禁止されるのは早計にすぎないかというお話がありました。

この懸垂幕を今後は出せませんというお話を聞いたのは初めてだと言われました。確かに、初めてする話だったのと、百貨店には必要な意匠だと思っているところもあるということでありましたので、この3月からすぐということにはご了承をいただけないかと私たちとしては考えております。一旦は、今ある15日と短期で一時的に出すものという基準で何とかご理解いただけないかということをお話をさせていただいております。

確かに、先ほど古谷副会長がおっしゃるように、この懸垂幕がメイン、一番大事な広告物だということによってやっている建物は基本的にはないというのはそのとおりでありますし、今後の広告物の在り方にも関わってくると思います。どのタイミングかになると思うのですけれども、私どももできればこの案は3月から基準として確定したいと思っておりますが、これがずっと未来永劫このままということには当然ならないと思っております。将来的には、懸垂幕は整理したほうが良いというタイミングが来れば、また議論の俎上に載せさせていただきたいと思っております。当然、少しずつ改善していきたい、審議会にもご了承をい

ただけるような案にしたいと事務局としては考えております。

○林会長 ここからが肝腎で、林委員は、札幌の懸垂幕の件で将来的に懸念するというか、非常に心配しているところがあって、その地区が札幌駅ですよね。この件に関してお話をいただけますか。

それから、第2回審議会をご欠席になりましたけれども、非常にいい資料を出していただきました。ただ、欠席の委員の意見は審議にかからないので、一応、皆さんには紹介だけはさせていただきます。

では、憂いのところを話していただきたいのですが、大事なところは、これを話したことで、次は行政が動きやすくなることをございますので、お願いします。

○林委員 実は、私も懸垂幕反対派です。ただ、確かに、百貨店となると、例えば江戸老舗祭りとかどうこうというのは、この期間の中でやっているのだなという来る人の高揚感を導くものであるのだろうと思うのだけれども、許可するということは、これから新築する建物もオーケーということですよ。そういうことで、大通も百貨店に限らずオーケーになってくるのだろうと思います。

その中で、今は大通のことで話し合っていますけれども、会長から私は札幌駅の南口がというお話がありました。ここの場ですから実際に物件名を言いますと、ヨドバシカメラが、これから2028年目がけて建築される予定です。ヨドバシカメラも、さすが電気屋さんで、いろいろな広告を考えているようです。私もその辺の図面を見たことがあるのですけれども、その中に懸垂幕が何本並ぶのかなという、今、1本、2本ではない本数が計画されています。今回、この大通で決めた方向性も、随時、駅前にも反映できるところはうまく反映すると言っていたので、よろしく願いいたします。

それから、サイネージが不可になりましたけれども、東京はうまく逃げているというか、上手だなというのが、ウインドーの中に大型ビジョンを入れているのですよね。ただ、この間見たのが八重洲口のミッドタウンという新しい建物で、かなり大きなビジョンがウインドーの中にありました。それが渋谷のように音を出しているのかといたら、全く音を出していないで、流れているコンテンツもそんなに目にさわるものではなくて、夜、新幹線で戻ってきたときに、21時ぐらいだったと思いますが、それはもう消えていたので、やはりビジョンを流す時間も規制はしていたのだろうと思うのですけれども、うまく逃げているなと思いました。

今回は屋外広告物ですから、ウインドーに関しては議論するものではないのだけれども、私もそうですが、広告屋は逃げ方というか、うまくかわして表現してくるのだろうと考えております。こういう条例の積み重ねがどこかの時期にあるのかと思いますけれども、今回はこの流れに沿ってかなり厳しいことになっていきますけれども、やはり冒頭に言った懸垂幕は反対派で、新築の建物につけてもいいということになるのは寂しいなという気持ちです。

○林会長 基本的に、今回は大通地区の議論であります。その議論は駅前や南口から始

まって、逆に、この厳しいルールが駅前に戻っていく、反映していくというのがまちのルールづくりの中であるのだという流れだと思います。だから、基本的に、事務局も、これを聞いて、こういう議論があつての現状ですよ。

行政側としても難しいのは、私は何度も行政執行という厳しいことを言っていますが、それができるような状態ではありませんし、条件ではないので、基本的には、それはそうなのだということなんです。ただ、大通地区は、一方的ではなくて、とにかく出すのだと、駅前の大丸が出しているのに丸井今井は出せないのかというのは心情的には非常に分かるような気がします。ただ、一市民として景観を維持するというもう一つ違う視点で立てば、大通地区にあるということに関して言うならば、これを理解してくださいということになります。

次に、戻っていくと、今度は駅前はどうなのかというのは、逆に、いかがですか、効果があるのですかと。

建築の方に聞きたいのですが、今、古谷副会長もおっしゃったのですが、懸垂幕の建物をつくるよとって建ててしまうと、それにお金をかけてしまったから、それで建てるわけにいかないだろうと。要するに、懸垂幕の装置をつける前に禁止して駄目ですよと言えなければいけないということがうまくできないのかということがあるように思うのです。

それと、もう一つ、今は突風や暴風が非常に多いです。今まで考えられないような風が吹き、雨が降るといった状態があったときに、よく台風のとときに懸垂幕が飛んだり、流れたりする光景を見るわけです。そういう面において、行政側あるいは建築側から、私利私欲のためにだけ動くのではなくて、事件や事故が起きてからするのではなくて、それはいかがなものですかと未然に動くことはできないのですか。ただ単に行政の広告のルールが決まったからではなくて、防災の意味を含めて話ができないのかなというのがあります。

今日は建築の方がこちらにいらっしゃるのですが、どうですか。つまり、こういうことを景観だけで語るのではなく、建築側からも今後のためにいかがなものかということをお話できないのでしょうか。

○新貝委員 大型物件はやったことがないので経験はないのですが、強度も含めた安全性の話ですね。突風や地震に対して外れて落ちたという事故の件は、以前、カニ屋さんの看板が落ちたときに、強度的な規制や定期点検の義務化という縛りがありました。それが大型の懸垂幕のルールとウインチにも当てはまるものではないのでしょうかと思って聞いていたのです。

○林会長 野村委員、いかがですか。

○野村委員 恐らく、現時点の建築基準法で確認申請を出しますが、大型の広告物を出すときに、いわゆる工作物扱いになってくるかどうかは、多分、大きさや構造で入ってくるかなと思います。

恐らく、建築基準法を変えるというのはなかなか難しいのですが、例えば、札幌

市に関しては積雪や風の問題というところで、実際に危険性がどのくらいあるのかというところの検証を経て、大きさや構造を議論していくことはできるかなとは思っています。

ただ、それは、恐らく、今、おっしゃったように、広告がいいかどうかという話とは別に構造の問題にしていくというところは一つあり得るかなと思います。

○林会長 当方から議論を吹っかけてしまったのですが、古谷副会長が構造物をつくってしまったら、やはりもう懸垂幕は施主側が強引にやってしまうから構造物をつくらせなければいいと私に知恵を与えてくれました、それはそうだなと思ったのです。ヨドバシカメラもそういうところから始めればいいのですけれども、道路管理課では、そういうことを言えないでしょうから、取りあえず、そういうことも絡めてではないですけれども、交渉に当たっては、そういうことも危惧されていますよということを含めて、建築が行われる際、事前にもお話をいただくというようなことがあればと思うのですが、何か市では動いているという話もありますが、いかがですか。

○事務局（西元寺路政係長） 先ほど、林委員からも情報提供がございましたけれども、大きな建物が建つときには、景観プレアドバイスなどで事前に図面などを拝見することができることもあって、実際に、駅前地区において何本も懸垂幕を出したいという話もございます。

基準を確認させていただく中で、やはり懸垂幕に関しては、あくまでも経過保全型広告整理地区については、大通地区だけではなく駅前通地区においても、臨時的に2週間程度、15日以内に出すようなものに関しては許可ができるというふうにしているだけでありまして、恒常的に、何か月も、場合によっては何年も出すような広告物というのはここでは適用にならない、対象にならない、許可にならないということでもあります。

実際に、林委員が懸念されているように、そういう広告物をもっと長期で継続して出したいというようなお話は市にもありますけれども、これに関しては、屋外広告条例で許可できるようなものではありませんねという話はさせていただいております。

先ほど、新貝委員から答えていただいた会長からのお話ですが、要するに、建築確認申請ですよね。建築確認申請も新しく建てる建物になると思いますから、新しく建てる建物に関しては、要するに、ここに広告物を、懸垂幕を出すのですよね、それは屋外広告物条例の許可は取れるのですか、見込みがあるのですか、もしくは、出ているのですかという話は、確認申請の中で問題になるというか、当然ながらクリアしていかなければならない基準だと思うのです。

ですから、勝手に屋外広告条例に合わないような広告物を持った建築物がすぐに建つということは、今の仕組み上、ないのだろうなと思います。

○新貝委員 確認申請は建築基準法で規制しているわけではなくて、ここの中のどこかにありましたけれども、確認機関と市が連携していて、お互いにその許可を取っているということを連携して規制してるということですよ。

○事務局（西元寺路政係長） 建築基準関係規定というものがあると思いますが、その中

に、確かに屋外広告物法というのはありません。道路法や消防法は建築基準関係規定があると思うのですけれども、その中に屋外広告物法はないだろうということです。

今していた話は、建築基準法の中で参照しなければならない法令というものがあるでしょう。その中に屋外広告物法が入っていませんね。ですから、今、仕組みとして建築確認申請の中で屋外広告物条例の許可が取れるかどうか、その話は確認検査機関と市役所の間の連携の話ですということです。当然、私どももそういったお話が確認検査機関から来れば、法令に基づいて遵法していかなければならないという手続の中での話ですから、しっかりと連携させていただこうと考えております。

○堀田委員 建築基準法で規制がかかってくるのは、地面から屋上に建てる場合は4メートル以上など、それぞれ工作物としての確認申請を取りなさいという規定が設けられているというだけです。

それで、懸垂幕に関していうと、懸垂幕の金物自体をつけることは、多分、100か所つけようが、規制できないと思います。例えば、今回の素案の中で壁面広告物の最後、(10)のところの臨時的な懸垂幕の掲出場所は1建物につき1か所となっていますけれども、100か所ある金物の中で1か所だけつけるのですと言われれば、それで終わってしまうのです。確認機関では、ただの飾り金物ですと言われて、もうそれに懸垂機能がついていようが、物理的に危ないようなものであれば、多少のやり取りはあると思いますけれども、規制はできないはずですよ。

○新貝委員 規制があるとしたら、燃えるか燃えないか、燃焼するかどうか、それがどのようになるのか、建具になるのか、その辺のことが柱になるのではないのでしょうか。

○野村委員 そうですね。おっしゃるとおり、工作物でない限り、今の建築基準法では難しいです。

私は構造と言いましたけれども、多分、その部分の構造も非常に難しいと思うのです。それが危ないのかどうかという計算はなかなか難しく、今おっしゃったように、私もあり得るとしたら、本当にそれ自体の状態が危ないかどうかというぐらいにしかないので、今おっしゃった新しい建築確認申請が出されるときに、まず、市役所の中で検査機能が働くかどうか、屋外広告物条例を必ず参照しなければいけないものに入ってくるかどうか一つと、あとは、景観レビューや建築審査会でそういう議論にちゃんとのっかってきて、今出されている屋外広告物の考え方をその中で委員が言えるかどうか現時点でのぎりぎりのラインかなと思っております。

○林会長 こういう専門の見識が記録に残り、なおかつ、行政側で意見を活用していただきたいと思っております。

丸井今井を擁護するわけではないですけれども、丸井今井は、先ほど言いましたように、既に建っていて出来上がっているところで、こうしますという話ですから、やむを得ないということだと思っております。

それで、もう一つ、実は、今日、欠席されている委員から補助金を出せという話が出て



いたと思うのですけれども、これは本当に納得できると思います。企業側が出せとってなかなか出せないというところで、例えば、企業側が景観をよくするためのファンドを立ち上げると。これは行政が立ち上げるわけにいかないし、ここの委員が立ち上げるわけではないですけれども、企業側が立ち上げれば、行政がそれを応援しますよという形の中で、いわゆる一企業の広告物を排除するために税金を使うのではなくて、市民がまちをよくするために、あるいは、札幌のまちが好きだという外部の人たちがお金を出して景観をよくしていくという方向が今後考えられてもいいのではないかと思います。そうでないと、ビルの方も、金を出さないのに配慮しろと言われても俺たちは負担だぞというふうに言われるということです。

これは前も話されていたのですが、実は、大通から看板がこれだけなくなって、最近、大倉山や手稲山がよく見えるようになりました。そうすると、逆に、前にあった森が寂しいなという感じがしてきませんか。例えば、5丁目や10丁目は森がたくさんあったのですけれども、木が倒れたりして森を整備していくためにもファンドの活用が重要になってくるのではないかと思います。

これは審議の中で話されるべきではないですけれども、補助金を出してくれという話に対して答えとしての審議は、例えば、そういう活動を促して、市としては出せないですけれども、逆に、ファンドをやってみたらいかがですか、市もバックアップしますよと。なぜならば、市は、行政としてそのルールを守ろうとしているのだからということで、もちろん、市はお金出す必要はないですけれども、そういう運動をすることも大きいのではないかと、司会進行として私が言うてはいけないのですけれども、これはなかなか出にくいと思うので、言ってみました。

これも記録に残ると信じて言っているわけです。

ほかにございませんか。

○古谷副会長 前回からお話が出ていますけれども、広告というよりも、まちの景観に対して市民がどう思って賛同しているのかということが多いと思うのです。懸垂幕をつける、つけないというのは、なぜそういう話になるのかということになりますし、大通地区をきれいにするためにということなのです。

さっきお話が出ましたけれども、いつも思うのは、私たちが話せるのは建物の外側だけです。建物の内側からも全く同じ効果を持つようなことにしても、窓を介して内側に貼ってしまえば、ここでは何も動きようがないです。でも、景観的には同じことを懸念しているのだと思うのです。そのところは、何とか全体的な景観で頑張っていたくしかなくだろうと。ここでできるのは、先ほど言ったように、この地区には懸垂幕はもう合わないのではないかとというようなレベルの話しかできませんし、サイネージを不可にしても内側に置いてしまえばそれまでになるので、何とかほかのところと連携といいますか、全体的な景観の下でもっと進めていけたらいいなという希望です。

○林会長 ほかにございませんか。

○飯塚委員 私は、別に懸垂幕を擁護する側ではないのですけれども、前回は申し上げたように、大通公園1丁目から12丁目まで、一律というのはどうなのだろうという考えを持っていました。

1丁目、2丁目辺り、要するに、南1条の商業地区と背中合わせになっている地域に関しては、若干扱いを変えてもいいのかなと考えながら前回は発言したのです。ただ、今のお話をいろいろ伺っていて、別に、懸垂幕にこだわることもない、例えば、古くからあそこで仕事をしていらっしゃる丸井今井とか三越などの南1条通の歴史をちゃんと踏まえて注目されるということがほかにあれば、別に新たな形でその存在をアピールすることは可能になるわけですから、いいのだなというふうにお話を伺っていて考えました。

ついでに言いますと、まちをすっきりと美しくしたいという思いは市民も私たちも一緒ですけれども、規制をせざるを得ないいろいろな新しい状況が出てくることもそうなのですけれども、きれいになったけれども、がらんとして誰もいないみたいなイメージになってしまったら本末転倒なわけですし、そのところが道路や公園の管理、景観、それから、用途地域など、いろいろな分野から考えなければいけない、そのことが横断的に何か見られる場のようなものがあつたらいいのかなと思います。でも、組織としてはとても難しいのだと思うのですけれども、何かそんなことを感じました。

○林会長 ほかにございませんか。

○北川委員 北川です。

道銀の隅切りの懸垂幕について、このビルはなくなりますけれども、これについても札幌市で話をしに行っていたらいいのですよね。

○事務局(西元寺路政係長) 道銀に直接行ってのご説明はできていないのですけれども、沿道ビル説明会の中でポスティングをして説明しておりますので、沿道の方々には周知はできたかなと考えています。

○北川委員 でも、直接的に懸垂幕の件を今後ちゃんとやるということだったら、北電に直接お話に行ったのと同様に、道銀にも話をするべきなのではないかなと思ったのが1個です。

それから、はす向かいにある北洋銀行もファイターズの広告を窓面の内側から出しているのですが、今度はあれがいいのか悪いのかという議論にもなっていきますよね。ファイターズだからいいだろうと話になるのかどうか、画一的に全てをいい、悪いという形にしないのかということも出てくると思うので、グレーな部分が残るのかなと思いました。

○林会長 事務局としてなかなか答えにくいと思いますが、窓側は僕も気になるのです。あれは貼り紙で、駄目と言われたらすぐはずし、また、貼るみたいなどころがあります。選挙でも同じですよ。ただ、景観ということから考えるしかないのですよね。吉田委員からも出たと思うのですけれども、これは上位、下位はないですけれども、景観の中できちんと話されないと、我々はどうしたらいいのかというのがあります。これは、やはり宿題として、ぜひ景観との連携を図っていただきたいと思います。

その連携のためには、重責ですけれども、景観審議会の委員でもあり、こちらの委員でもある方にとのようにつないでいただけるのかだと思えます。上位、下位はないのですけれども、景観が決まらなければ、そこがないという中で、一番はそこで意見を言わないと行政も動けないのです。行政も縦割り、横割りがたくさんある中で、河井課長がどんなに頑張っても、それは俺たちの仕事に入ってくるなとなるでしょうし、入っていったとしても、それはそれでという話になるのです。ですから、委員の方からそういう話をつないでいただくのが一番いいかなと思えます。

僕は、広告を全面に禁止するという感覚ではないのです。屋外広告物審議会は、実は、広告をやめさせる会議ではなくて認める会議です。ただし、それはいい広告ではあればいいというのがすごく大事なところだと思うのです。正直、僕は、ここの委員になって長いですがけれども、やはりここで屋外広告を認める意味でも、産業的に振興できる、産業的にまちが元気になるような広告の出し方を審議する場だから出されなければならないのですけれども、できれば、そういうものを提案されるような仕組みをつくっていただく、つまり、屋外広告をこういうところに出してもいいのではないかという意味で、ここにデザイナーの方もいらっしゃいますし、建築の方もいらっしゃいますので、そういう中でもっと札幌のまちづくりとして、いい広告、いいデザインのものが出ている、札幌はなかなか斬新だというのが理想だと思っているので、それには協力したいと思っています。

今、ここには電通の北川委員がいらっしゃって、どんどん自分の仕事がなくなることをやっているわけですがけれども、そうではなくて、景観と産業、広告のよりよいバランスを話せるような会議になればよりいいかなと思えます。

ただ、正直言って、ヨドバシカメラの懸垂幕は皆さんが頭の中で想像するだけで嫌ですね。ヨドバシカメラはもういいよ、懸垂幕を出さなくてもみんな買いに行くよということですがけれども、あれは組織的に言えば、札幌支店長になった人がばんばん出して売上げを出したとして、懸垂幕で売上げを上げるのか知りませんが、やったもの勝ちなところがありますよね。

○北川委員 やり方というか、見解はあるのですけれども、この商品を買っていますよというところと言うと、ありかなという話になるのです。

お店でここのメーカーの商品を買っています、それで出していますという話になると考えられます。

○林会長 広告の内容規定はないですね。難しいですね。

○野村委員 私は欠席が続いていたので、もしかしたら既に議論されているか、議事録を見落としているかもしれないのですがけれども、今、効果的な広告やデジタルサイネージの話も出ていましたけれども、いわゆる投影型の広告についてはどういう議論があったかなという見落としていたのです。

ヨーロッパなどでは、いい意味で広告としてプロジェクションマッピングのぎらぎらしたものではなくて、非常に温かい光を使いながらの投影型の広告が最近結構盛んになって

います。特に雪がある時期は効果的に使えるので、北欧では結構対応されているというふうに聞いております。

一方で、私は、シンガポールに行ったことがあるのですが、その場合には、やはり皆さんが想像されているような、いわゆるスクリーン型ではなくて、建築物の中にいろいろ仕込まれている光を使った広告というところで、結構、いい意味でのデザインをする広告も知り合いのライティングデザイナーなんかはかなり頑張っているなという印象です。現時点で、大通地区にはそういうところはないかなと思っているのですが、その辺りも今後こういう形になっていけばいいなという議論では、光の広告をもう少し幅広く捉えたほうがいいかなと思った次第です。

○林会長 デジタルに関しては、いろいろな意見が出ておりました。林委員からは、東京の場合とか、今のようなプロジェクトマッピングのことなどがあり、いろいろな判断がありました。

これは、今、発言されたことも含めて残ると思いますし、今回の大通地区に関しては、そういうものがなかなか難しいですけれども、ただ、吉田委員は、今後、広告に関してはデジタルのことも考えなければいけない時期ではないかということをおっしゃられたと思いますが、この後、一番最後の資料で、それに近い話が出てくるのです。

それから、景観審議会の委員の方から何か言っていただけませんか。

○森委員 おっしゃるとおりだと思いますので、今後の景観審議会でも議論ができるように発言をさせていただきたいと思います。

細かい点ですけれども、11ページでお聞きしたいことがあります。

後で資料5で出てくると思うのですが、事務局の見解のところ、適正化事業という取組を大通のエリアにも適用して調査をしていこうというような方向ですというお話でした。もしそれができたならば、今、届出をされていない看板も、先ほどの職員が行って見るということではなくて、業務として、こういった調査に基づいて、これは不適格でしかも届出が出ていないという判断ができるということになりますよね。そういうことで二つ分けるというような、一つは届出をしているのだけれども、3年ごとに何かやっていくときの適正化事業はいつするのですかというようなことと、もう一つは、今、分からない状況で、ちゃんと把握できないところに対しての2段階で、今後のやり方のフローみたいなものを整理するということが何かできるのではないかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局(西元寺路政係長) 新しい基準に合わないの、これは不適格広告物ですから、その基準に合わせてということも当然調査できますし、あとは、まさに基準に合っているから手続すればいいのだけれども、その制度を知らなかったという方に関しても、一件一件、広告物の大きさを調べますので、あなたは、許可の手続が必要ですよということで、こちらは啓発していくことができます。適正化事業はそういう事業ですので、やっていけば、この新しいルールというか、屋外広告物の制度が浸透していくということになります。

すので、それに関しては、このエリアをやるということはまだ決まっていなくて、当然、3月には新ルールを適用させていただこうと思っていますので、それがあがる程度浸透させていくためにも、適正化事業が利用できればいいかなと考えています。

○森委員 それから、窓の内側の広告のことですけれども、新たな課題みたいなものも適正化事業の中でピックアップして、それをこういう場でこんな課題があるのですよと出していただいて、一人一人の知見によるのではなくて、客観的な資料を基にした議論ができるように仕組みとしても整えたほうがいいかなと思いました。

○吉田委員 同じような感想ですけれども、今回、通常区域と新しい大通地区で規制が随分変わってきていますよね。これは、ある種ステップみたいなもので、評価を景観からするのか、安全性からするのか、道交法でするのか、それはよく分かりませんが、以前、審議会で京都の街並みの規制前後の比較写真を見せていただいて、ステップアップされた景観を見たときの納得感、文章だけでは弱くなりますよ。言葉の曖昧さというのはなかなか難しいところで、今なら、規制前的大通り地区があるので、その現状の大通地区が数年かけてこの規制の中で変わっていったプロセスの記録写真を、先ほどおっしゃっていたようなことですけれども、今後の検証材料として撮っておくことが必要かと思いました。

懸垂幕のときにすごく思ったのですけれども、僕は、懸垂幕はみっともないからやめればいいと思っているのです。ただ、その安全性から規制するのは多分難しいのだろう、では、景観的視点しかないのではないかと考えたときに、検証材料となるものをたくさん集めていきながら、それを基に、市民も、審議会もいっしょに考える。今この場で言うておかないと、「以前の写真がないのですよ」とならないようお願いしたいということです。

○林会長 宿題がだんだん増えてごめんなさい。

行政側の方も参加されていますけれども、この厳しいのでいいのではないかとということでもよろしいでしょうか。

道は、こういう細かいところはないですよ。

○樺澤委員 本審議の中では、大きなお話をさせていただいているところですが、道では特定の地区の特定のものの議論はしていないものですから、非常に参考になると思っています。

ただ、先ほど、皆さんが熱心にお話ししていただいていた懸垂幕は、市としては、最終的には規制に向かっているのだろうなというふうに見えているので、私としては、特に意見はございません。

○林会長 最後なので、北海道開発局からも一言いただければと思います。

○川村委員 北海道開発局の川村でございます。

私がここに呼ばれているのは、大通地区が私どもの国道区域230号の石山通が入ることがあるからかなと思いました。

それで、国道区域につきましては、私どもは、突き出し看板は、道路法に基づいて許可いたしておりますけれども、今回、札幌市の大通地区の景観保全型広告整備地区というこ

とでもう一つ厳しい条例がかかるわけですので、私どもに対して沿道の建物から突き出し看板等の申請があった場合には、当然、道路法をクリアしていただきますし、新しい札幌市の条例もクリアしていますよねという形で、連携して許可していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あとは、感想めいたことですが、これは罰則規定が特段ないのですか。

○事務局（西元寺路政係長） 告示にはないですね。

○川村委員 せっかくすばらしい条例を制定されても、それが実行されていかないと何の意味がないと思いますので、絵に描いた餅にならないように適切に運用して、私ども国の政策もそうですけれども、札幌市もそういうスタンスで行っていただけたらなと思いました。

○林会長 非常に心強いというか、我々審議会委員は罰則規定を決めるところではないので、その意味でも厳しく当たらなければならないことを、国もそうですし、審議会の総意として出ている気がしますので、そういう意味でのチェックは、吉田委員がやられたデータの蓄積をして、きちんと分かりやすくすると。宿題が多いですけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、いわゆる駅前と大通地区の交差について話がありますので、また事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） では、資料4の21ページになります。

大通地区と駅前通地区の交差部分の取扱いについてであります。

めくっていただきまして、22ページです。

まず、今回の大通地区と、それがぶつかる駅前通地区の基準の相違点の確認でございます。

大通地区と駅前通地区について、そこに並べておりますけれども、屋上の広告物、壁面の広告物、窓面の広告物、デジタルの広告物、いずれもやはり大通地区が風致地区であるために厳しい規制がされております。

この交差部分をどういうふうにしていくかということは、やはり考慮すべき景観の連続性と書きましたが、どちらのエリアにするかという話ですから、連続性とそれらがエリア一帯としてどう見えるかということが大事だろうと事務局は考えまして、大通地区においては、風致地区であるだけでなく、テレビ塔から資料館を抜けて大倉山まで、大都市の都心部にあって異例に特徴的な眺望に恵まれているエリアだろうと。一方、駅前通地区は、札幌駅と大通を結ぶメインストリートであり、さらに、その右側には薄野地区が位置しているために、この駅前通の規制は緩やかに変化していくエリアだろうと考えています。

ですから、その右側に赤い線を引きましたけれども、大通地区の景観は駅前通地区よりもさらに配慮の必要性が大きいのではないかと、これは、今までの議論であればそのとおりとなると思うのですけれども、そういうことなので、23ページになりますけれども、基準の方向性としては、大通地区における景観の連続性を保持する観点から、交差部分に関

しては、大通地区の基準を適用することが妥当であろうと事務局は考えております。

右に地図を載せておりますけれども、駅前通地区と大通地区が交差する部分、黄色い矢印の部分であります。この道路のエリアから30メートル行ったところが大通のエリアになるのですけれども、駅前通地区と大通エリアが交差する30メートル部分に関しては、大通地区の連続性を配慮するために、こちらは大通地区の基準を適用することが妥当だと事務局としては考えております。

それをまとめまして、24ページに指定告示（案）ということで、A4判縦の物になるのですけれども、今までのものをまとめたものが最終的にこういう形で正式には決まるといものをつけさせていただきました。

こちらは、札幌市長名で告示をするものであります。

景観保全型広告整備地区の名称としては、大通地区景観保全型広告整備地区というのが正式な名称になります。

赤線の部分が先行地区、南や駅前通地区と違う特色のある部分ということで、アンダーラインを引かせていただきました。

まず、3番目の基本方針のイの風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を考慮し、広告物などの設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する、十分に配慮するのは、風致地区であるから、歴史的資源であるからという部分であります。

4番目の許可基準の中の特徴的な部分は、デジタルサイネージを使用しないものであることと、カのそのデザインについて、景観行政団体の長と協議を経たものであることです。これは何かと言いますと、大通地区のみに関しては景観条例の届出を残すということで、景観条例を所管しているセクションと既に話はしているのですけれども、先行の地区、駅前通地区や南口・北口地区においては、景観計画重点区域にはなっているのですけれども、景観の届出はもうしなくてもよいと、屋外広告物条例の評価だけでいいということになっているのですけれども、大通地区においては、景観条例の届出をそのまま残すということでもあります。景観条例としても広告物を見ていくという話であります。それを記載すると、景観行政団体の長と協議を経たものであることという表現になります。

めくっていただきまして、経過措置であります。

経過措置の（2）のアンダーラインは、書類の名前で、既存不適格広告物等に関する是正計画書を添付してくださいということで記載をしております。

許可基準別表がそれぞれの広告物の種類ごとにありますけれども、屋上広告物については認めないというシンプルな書きっぷりであります。壁面の広告物に関しては、見附面積の4分の1以下で、かつ、25平米以下と、（8）に、建築物の窓面に表示しないこととなっております。

次のページの突き出しの広告物についてのサイズの（4）10平方メートル以下で、1面当たりの表示面積が5平方メートル以下であることと、その他にも、禁止される広告物として、デジタルサイネージ広告は認めませんということで注意をしております。

その次に、別添様式に、先ほど確認いただきましたが、既存不適格に関する是正計画書として、改修工事に関しては、適格化工事を指しますということで明確化させていただいております。

以降は、エリアの図をつけさせていただいたこちらを、この審議会の最終的な告示案ということで、この審議会が終わりましたら、手続の後、告示をさせていただこうと考えております。

以上がこの景観保全型広告整備地区の手続で、皆様にもいろいろなお意見、ご議論いただきました結果になりまして、今、これで確認ということになったのですけれども、最後に、資料6として、その他バス停上屋へのデジタル広告についてということで、先ほど会長からも、一部デジタル広告は、大通エリアに関しては禁止という形で新しいルール、景観保全型広告整備地区のルールになっていくのだけれども、片や、一方で、違う動きと申しますか、そういう方向性もあるという部分で説明をさせていただきたいというのが資料6からのものであります。

本日、これは何か決定をする、方針を示すというようなものではなくて、事務局から、こういう方向性で議論を市の内部でさせていただいていますという報告であります。

○林会長 資料6の説明に入る前に、取りあえず、これで提案が全て終了したわけですので、これで市提案がこのように出されるということで、皆さんの審議を終了するということとなります。

先ほど申し上げましたように、ご意見は出ていますし、宿題もかなり出しましたので、大変だと思いますけれども、認めていただいたということで、今回のテーマである大通地区に関してのルールづくりは、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○林会長 非常に長い間、ありがとうございます。

あとは事務局にお任せして、宿題をきちんとやっていただき、それぞれの目でチェックしていただきたいと思います。

それでは、資料6についてお願いします。

○事務局(西元寺路政係長) 先走ってしまいました。

皆様、大通の指定案のご承認をありがとうございます。粛々と指定の告示を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、資料6でございます。

こちらは、めくっていただきまして、26ページでございます。

市役所の東側にローソンがあるのでございますけれども、その前のバス停が今このようになっておりまして、屋外広告物が掲示されております。

背景を26ページに書きましたが、これは平成20年から札幌市内で展開をしているバス停上屋の広告ということで、我々は認識しております。現在、このようなバス停のタイプが市内73か所がございます。



この内部の構造ですけれども、ポスター、静止画の写真で、内照式になってまして、夜は光ります。内側から光らせて広告物を目立たせることができます。

こちらの広告物を昨今の広告業界の事情によりまして、ポスターでなくて、自動で切り替わる広告にしたいという需要が高まっているようであります。

他都市では、現状のポスター式のこの上屋をデジタル式に切り替えている例もあるというふうに、こちらを掲出している広告会社から聞いております。

27ページになります。

こちらの現状と動機でございます。

バス会社は、このバス停上屋の管理や維持の費用を節約できます。

行政に関しては、公共交通の利便性は、上屋があることによって雨風がしのげますので、そういった利便性を維持できます。

その下に、提案者ということで書きましたが、この提案をされている広告の会社は、市内の中心部でデジタル式に切り替えていくことについての実証実験をしたいと。既に切り替えている都市があるのですけれども、事故事例は特にないので、お願いできないかということで相談を受けております。

こちらの写真は、札幌市のこういったところに上屋広告物が既にあるということであり  
ます。

28ページは、提案者と申し上げていたのが、エムシードゥーコー株式会社という会社になりまして、本社は東京でございます。設立は2000年、三菱商事とジェーシードゥーコーというフランスに本社がある世界最大の屋外広告物の事業者との合弁会社から札幌市は提案を受けているということであり  
ます。

事業の概要として、その下の写真ですけれども、ストリートファニチャーというものと、ショッピングモールの広告、空港の広告ということで、それぞれの写真をつけさせていただきました。

今回のバス停の広告が、このストリートファニチャーの中の一つであるということ  
であります。

めくっていただきまして、29ページは、日本全国に、このようにストリートファニ  
チャーというような形で広がってきています。

このB-S t o pというのがバス停の広告のことですけれども、赤色で東京と仙台と広  
島と福岡をポイントさせていただいていますが、この4都市については既にデジタル広告  
に切り替えていると。他都市はたくさんございますけれども、その4都市のみが既にデジ  
タル広告に切り替えているということであり  
ます。

細かい話をしますと、富山県では、ポロクルのような自転車を展開しています。この自  
転車の展開にも、脇に工作物があるのですけれども、この広告料収入でポロクルのよう  
なものを運用しています。

あとは、S m a r t P a n e l も行政の地図の情報などの裏に商業広告を掲示するこ

とによって、この広告を維持しているという事業を日本全国で展開している会社であります。

30ページに、その提案者からどういう提案を受けているかというところであります。デジタル広告に切り替えるに当たって、デジタル広告とはこういうものでありますということで、そこに動画プラス静止画切替え6秒ごとのループで、香水や時計、化粧品などの広告をおおむね6秒間隔で切り替えていきますというようなご提案であります。この6秒の間隔というのは、ネットのバナー広告というニュースなどを検索している脇で画面が切り替わる狭い広告が大体6秒に1回ぐらい切り替わるようなのです。

30ページの下の写真は、仙台で既に切り替わっていると先ほどお話ししましたけれども、青葉通のバス停にこういったようなパネルがついております。楽天イーグルスの広告物を載せたのですけれども、雨が降っている日はこのように見えるということであります。やはり光っているので、夜になれば少し目立つような形になっているのを見て取れると思います。

31ページですけれども、では、この広告物を札幌市としてどのように扱っていけばいいのか、提案をどのように進めていけばいいのかというところを検討いたしました。昨年12月に、検討会議ということで、この屋外広告物審議会からは森委員にご出席いただきまして、あとは、北海学園大学の岡本先生、北海道警察本部、札幌市役所の景観を所管する部署、交通計画を所管する部署、この道路管理課も参加させていただいて、では、これをどういうふうに扱っていくべきかということを検討いたしました。

いただいた主な意見は、このバス停上屋という比較的小さな物件けれども、デジタル化という大きなテーマでもあり、それが市中の道路に進出することについて、市としての何かビジョンがあるのでしょうかというような話、あとは、提案者が他都市での実験後のアンケートをしているのですけれども、デジタル広告に8割の人は気づかないということ、一方では、公道で唯一のアイレベル広告の存在意義、やはり営業の中ではこういう説明をせざるを得ないという部分もあると思うのですけれども、存在意義を強調している部分、矛盾している部分に関して気になるということ、あとは、道路側に平行方向に向けたパネルは運転者への影響を心配する、特に夜間の健在性は特筆すべきではないでしょうかということで、運転者の注意を散漫にする可能性があるのは懸念するというようなことを警察からもいただいております。

それを受けて、結論として、32ページですけれども、暫定的に広告物活用地区、薄野エリアにおいて実施をしたらどうかということで、実は、薄野エリアは、薄野交差点のところにある建物に物すごく大きな広告物がたくさんついていると思うのですけれども、あれは、実は、屋外広告物条例で広告物活用地区というものがあまして、このエリアにおいては広告物の大きさについて規制を受けないとなっております。当然、危険な広告物や不適切な広告物は出せないのですが、内容に問題もしくは危険がないものであれば、サイズについては、特段の規制を受けないというエリアがありまして、その中であればいいの

ではないかというような結論になりました。

32ページの下のところ、小さい字で書かせていただきましたが、出席された方の中から、要するに、なし崩しに73か所でやるのではなくて、広告物活用地区というエリアは、広告物を自由に活用する地区というビジョンがあるために、この結論になったのですよという整理が必要でしょうという話がありました。ですから、一旦はこのエリアにおいて試行的に実施をしていくということでもあります。

最後のページになります。

33ページですけれども、当然ながら、検討をしていく事項として、設置の盤面、何か所につけていいかということでもあります。バス停の上屋の中にもパネルをたくさんつけようと思ったらつけられるので、何枚つけれるかというような話や広告の内容、あとは、6秒に1回遷移するという形でありますけれども、それが適切かどうか、あとは、照度、まぶしさです。あとは、掲出期間、どれぐらいの間、許可できるか。あとは、当然ながら、やった後にアンケートを取っていく、広告物を見てどうだったかという話を一般の方から取っていくアンケートの内容、あとは、実際に許可をしていくのだったら基準が必要になってくるのではないかというような話であります。

今後のスケジュールは、取りあえずは、薄野エリアでやってみて、どういう課題が出てくるかということでもありますので、7月頃に掲出を開始したいという形であります。その間に、何回か有識者会議を開催していきたいと考えているのですが、この掲出に当たって、やはり屋外広告物の新しい話ではありますので、当審議会へ適宜経過の報告などをさせていただきたいと考えております。実際に、遷移の速度が適切かどうか、明るさはどうかという話に関しては、皆様のご指導も仰がなければいけないようなタイミングもあろうかと思っておりますので、そのときを見計らって適宜ご報告させていただきたいと考えております。

○林会長 私の議事進行がいつも時間オーバーになるので、反省しております。

これに関しては、私も事前に聞いておりまして、森委員も検討に出席されている中で、これは今までの私企業のビルに附属する広告ではなくて、いわゆる屋外広告物審議会の中で話される話とは別個の話でございます。

でも、道路管理課の下でご審議されている内容を私どもに提供していただくということでございますので、これからこのまちがどういうふうに広がっていくのかというのを、この審議会委員としても注目していかざるを得ないと思います。

ここで、審議をして結論を出すものではございません。ですから、あくまでも情報提供でございます。

まず、森委員は、参加されて、どういう雰囲気でしたか。僕は、札幌市がこれだけ非常に慎重にやられていると。僕は、実を言うと、事務局からすごく一生懸命ご相談されまして、僕もテレビ局にいましたので、6秒でいいのですかね、林さんということで、相談を受けました。それぐらい、札幌市は非常に慎重ということですよ。

今回これが公表されたということは、ある意味、これを進めざるを得ない部分もあるわけです。

特に、電通の北川委員は、裏の事情をご存じですよ。

○北川委員 非常に高い媒体なので、北海道の企業が使えません。広告が高いので、主にナショナルクライアントが出しています。

○林会長 ということも含めて、バスの停留所をきれいにしておかなければならないので、維持費をどこで捻出するのだという中で、広告屋さんが、うちらが持ってあげますよ、だから、デジタルサイネージで出せませんかというわけですね。

札幌も当然というということで、僕も元テレビ局ですし、電通だって分かっていると思いますけれども、規模の大きさというのは広告にとってすごく大事で、見てる、見られるというのは関係なく、設置されているだけで意味があるわけです。そういう意味ではあるのですけれども、ただ、やはり、そういうこともあって、やむなくというか、いろいろな事情で、道路管理では反対している、交通ではバス停がぼろぼろになっているのですよという感じもあるということらしいです。私も、すごく悩ましいと聞きました。

その前提で、森委員、どんな会議だったのか、参加した感想をお聞かせください。

○森委員 基本的には、我々側は、推進というよりも同じ思いを持っておりまして、個人的には、平成20年のときに議論なく始まったということは問題ではないですかとお伝えはしておりました。景観の側から見ても、人の顔の写真がばんと出ている広告物が目線で、しかも等身大以上ぐらいのスケールであるということの威圧感は非常に大きいと思っております。そもそも論ですけれども、デジタルで6秒ぐらいで回していく以前に、これの議論がなかったのには驚いたところではありました。

それから、もう一つ伺いたしたのは、ちょうどこの打合せをした前週あたりに中央バスが都心部にバスが入らないように路線を縮小しますという話があったことと、バスと交通の総合計画的なところでどういう戦略があるのですかということもあまりないようでしたので、そこの辺りのビジョンもないと、この広告の話だけではないのではないですかというようなことも申し上げておりました。

私は最後まで会議にいられなかったのですが、岡本先生からは、基本的にはなし崩しにならないようにとありましたので、やはり既存の枠の中でやってみることで一旦は落ち着いたのだと思います。

ただ、ここから展開するときは、また話は違います。今回は、多分、暫定的に置いていくということのみの結論だと思いますので、今の薄野エリアの線引きの外側に行くときは、もっと慎重な議論が必要ではないかと思っております。

○林会長 確認ですが、これは、いわゆる実験ということで、薄野エリアの中だけで始まるということですが、これから広がる際にどうなるのかはこれから検討委員の方も含めて検討されるのでしょうし、僕の受け止めとしては、市としては慎重にやっつけらっしゃるといところです。

ただ、国の方も、行政の方もいらっしゃるのですが、私の個人的な意見ですけれども、札幌市の場合は、なるべく突然決まっていたみたいなおことだけはやめるようにしていただきたいと思っております。高い段階での行政の視点というのは当然大事だと思いますけれども、黙って決まってしまうと、審議会を何度やっても、パブリックコメントを何度募集しても、何らそれが意味はないということになれば、市民参加をしたり、市民意見をするのがどんどんしぼんでいってしまいます。

経済的な理由などたくさんありますし、いろいろなことをやらざるを得ないというのを実際だと思っておりますけれども、それを何か検討されるのがいいのかなと思っております。

ほかにご意見があればどうぞ。

○吉田委員　うちの近所を見ますと、近代美術館のあたりにも何年も前からあって、明るくて感じがいいのです。しかも、そのときのグラフィックとコンテンツ自体は煩雑な短期的な広告ではなくて、シンプルで綺麗なイメージ広告みたいなものしか入らなくて、誰がこれを管理しているのだろうと思ったのです。

ちなみに、チ・カ・ホにもすごく長大な広告スペースがあって、あれも媒体ですから売り物ですし、あそこの広告審査にも携わっているのですけれども、何分、感性的なものなので、これはよくないよ、これはいいわねというのを数字としてなかなか表しにくいもの、それと同じように、要は、街中に今後結構大きめのデジタルサイネージがたくさんできたときに、問題は、もちろん、交通行政全体の流れもありますけれども、景観的に見ると、いわばグラフィックがやたらたくさんできるわけですよ。その質のコントロールが、お金を払ったら誰でも出せますよとなりますと、スーパーのチラシみたいなものからいろいろあるわけですよ。その辺のコントロールを考えないと、薄野は別かもしれませんが、ほかのところに派生していったときに煩雑な広告があちこちに、しかも光って目立つというものができるのだけは何とか事前に避けたいなという気はします。

○林会長　それでは、またこれは粛々と慎重に検討していただくということで、逆に、情報提供をありがとうございました。

ほかにご意見はございませんか。

○森委員　このバス停の議論のときにも申し上げたのですけれども、広告のバスのことです。

最近、大通公園の道端に、結構な時間止まっていることが多いと思っております。今回、この整備地区になったときに、やはり道路の中もエリアとして入ってくるわけですので、そういったところも含めて、先ほどの動くものは警察の協議というお話もあったと思うのですけれども、東京でも、もう規制を始めていると思っておりますので、その辺りもお願いしたいと思っておりました。

○林会長　それはすごく大事なことで、今、オーバーツーリズムの話になってはいますが、大通公園のバスのとまり具合というのは、景観的にも悪いし、交通的にも非常に悪いのですけれども、これは屋外広告の問題ではなくて、もっと違う議論ですよ。

○事務局（河井道路管理課長） アドトラックのことでしょうか。

○森委員 そうです。電飾で光っていて、音も出しているものです。

本当に大通に止まっていて、音もかなり出しておられます。薄野にお客さん呼びたいという気持ちは分かるのですが、フィックスの都市空間だけやっても動くものが来ると台なしではないですか。それも含めて、何らかの協議をいただきたいということです。

○林会長 勘違いしていました。私は観光の話をしてしまいました。

それでは、時間になりましたので、事務局にお渡しします。

### 3. 閉 会

○事務局（河井道路管理課長） いろいろご配慮いただきまして、ありがとうございます。

今回も長時間にわたって熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。

最後に、今後の指定手続についてご説明させていただきます。

大通地区の指定は告示という手続になりまして、先ほどお見せした文書を札幌市の本庁舎の掲示板に、市役所からのお知らせということで指定内容を張り出すことになります。本日、皆様にご覧いただいた資料5別紙になります。この告示は、早ければ今月中、遅くとも来月中に行う予定でございます。また、同時に、札幌市のホームページにも掲載しまして、本庁舎や各土木センターでもパンフレットを配架して広くお知らせしていくこととしております。

以上、事務局からのご報告でございます。

最後に、当審議会を終えるに当たりまして、札幌市建設局総務部長の松川より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○松川総務部長 総務部長の松川でございます。

建設局長は、議会開会中のため、代わってご挨拶をさせていただきます。

皆様には、全3回にわたりまして、大変熱心なご議論を誠にありがとうございました。

毎回長時間にわたる会議になりましたけれども、様々な観点からご議論いただきましたし、また、論点を深掘りしていただきました。大変ありがとうございます。

特に、林会長におかれましては、会議の進行役として、いろいろな点に目配り、気配りしていただきまして、活発な議論に導いていただきました。本当にありがとうございました。

これから、大通地区にこの新しい規制のルールを指定していくわけでございますけれども、建設局といたしましては、この新しいルールを、市民の皆さん、それから、事業者の皆さんにしっかりと浸透させていくことが必要だと思いますし、今後、今お話の中にもありましたけれども、都心エリアの様々な各種再開発事業にも注視しながら、このまちの将来像、まちの在り方を見据えて、私どもも屋外広告行政をやっていかなければならないかなと思っています。

そういうことにおきまして、皆様には、これからも引き続いて様々なご助言、ご協力を

いただきたいと思いますので、切にお願いをいたしまして、最後のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○事務局（河井道路管理課長） 誠にありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会は全て終了とさせていただきます。

皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

以 上